

福島医発第48号(地)

平成25年 4月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

特定感染症検査等事業実施要綱等の改正について

今般、日本医師会より、標記実施要綱が別添のとおり改正され厚生労働省より各都道府県知事宛に通知が発出された旨の連絡がありました。

本改正の主な内容は、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業において、「H I V検査・相談事業実施要綱」を定め、保健所におけるエイズストップ作戦関連事業及びエイズ治療拠点病院におけるH I V抗体検査等事業を廃止し、H I V検査・相談事業に一本化すること、肝炎ウイルス検査及び相談事業における肝炎ウイルス検査の実施方法、判定方法等を改正することです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下関係機関への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ1)

平成25年4月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

特定感染症検査等事業実施要綱等の改正について

標記の事業につきましては、「特定感染症検査等事業実施要綱」により、自治体において実施しているところですが、今般、同実施要綱が別添のとおり改正され厚生労働省より各都道府県知事等宛通知がなされました。

本改正の主な内容は、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業において、「H I V検査・相談事業実施要綱」を定め、保健所におけるエイズストップ作戦関連事業及びエイズ治療拠点病院におけるH I V抗体検査等事業を廃止し、H I V検査・相談事業に一本化すること、肝炎ウイルス検査及び相談事業における肝炎ウイルス検査の実施方法、判定方法等を改正することです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成25年3月29日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

特定感染症検査等事業実施要綱等の改正について

標記について、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長宛て
発出いたしましたので、当該事業の円滑な実施にあたり、特段のご協力とご高配をお願い
いたします。

健発0329第18号
平成25年3月29日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特 別 区 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

特定感染症検査等事業について

標記については、平成14年3月27日健発第0327012号本職通知「特定感染症予防事業について」の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。

「特定感染症検査等事業実施要綱」新旧対照表

改正後	改正前
特定感染症検査等事業実施について 別紙 特定感染症検査等事業実施要綱 1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成12年厚生省告示第15号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びにH T L V－1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第21号）に定められるH I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。 2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、次のとおりとする。 （1）3の（1）、（3）及び（4）の事業 都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区 （2）3の（2）の事業 平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「H I V検査・相談事業について」の別紙「H I V検査・相談事業実施要綱」に定める自治体	特定感染症検査等事業について 別紙 特定感染症検査等事業実施要綱 1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成12年厚生省告示第15号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びにH T L V－1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成11年厚生省告示第217号）に定められるH I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。 2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区とする。

改正後	改正前
3. 事業内容 保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）並びにH T L V－1に関する検査事業及び相談事業並びにH I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。）に対して補助をするものである。 なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。 (1) 性感染症・H T L V－1 検査及び相談事業 (略) (2) H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業 平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「<u>H I V検査・相談事業について</u>」の別紙「<u>H I V検査・相談事業実施要綱</u>」に定める事業 (3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業 ア 肝炎ウイルス検査 (ア) 実施方式 (略) (イ) 対象者 (略) (ウ) 肝炎ウイルス検査の実施 肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。 a H B s 抗原検査 (略) b H C V抗体検査 H C V抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範	3. 事業内容 保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）並びにH T L V－1に関する検査事業及び相談事業並びにH I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。）に対して補助をするものである。 なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。 (1) 性感染症・H T L V－1 検査及び相談事業 (略) (2) H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業 ア 保健所におけるエイズストップ作戦関連事業実施要綱に基づく事業 イ エイズ治療拠点病院におけるH I V抗体検査等事業実施要綱に基づく事業 ウ その他 (3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業 ア 肝炎ウイルス検査 (ア) 実施方式 (略) (イ) 対象者 (略) (ウ) 肝炎ウイルス検査の実施 肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。 a H B s 抗原検査 (略) b H C V抗体検査 H C V抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中

改正後	改正前
囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。 c <u>HCV核酸増幅検査</u> HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。 d <u>HCV抗体の検出</u> HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。 (エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定（別紙参照） a HBs抗原検査 (略) b HCV抗体検査 (a) HCV抗体高力価 検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。 (b) HCV抗体中力価及び低力価 検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV<u>核酸増幅</u>検査を行うこと。 (c) 陰性 各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している<u>可能性が低い</u>」と判定。 c <u>HCV核酸増幅検査</u> HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、<u>検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。</u>	力価群及び低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。 c <u>HCV抗原検査</u> HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。抗原検査は、ウイルスのコア蛋白を測定する方法を用いること。 d <u>HCV核酸増幅検査</u> <u>HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合に行うこと。</u> (エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定（別紙参照） a HBs抗原検査 (略) b HCV抗体検査 (a) HCV抗体高力価 検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。 (b) HCV抗体中力価及び低力価 検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV<u>抗原検査</u>を行うこと。 (c) 陰性 各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染してい<u>ない可能性が極めて高い</u>」と判定。 c <u>HCV抗原検査</u> <u>HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して、HCV抗原検査を行い、結果が陽性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、結果が陰性を示す場合はHCV核酸増幅検査を行うこと。</u>

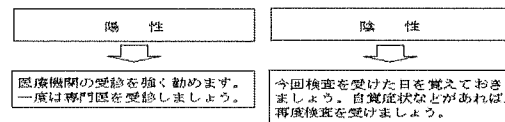
改正後	改正前
d <u>H C V抗体の検出</u> <u>H C V抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、H C V抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、H C V抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。</u> なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。 (オ) 指導区分 H B s 抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、医療機関での受診を勧奨する。 H B s 抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。 (カ) 検査の結果 (略) イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業 (4) 緊急肝炎ウイルス検査事業 (略) 4. 実施に当たっての留意事項 (略) 5. 経費の負担 (略)	d <u>H C V核酸増幅検査</u> <u>H C V抗原検査の結果が陰性を示す場合は、H C V－R N Aの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。</u> なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。 (オ) 指導区分 H B s 抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者については、医療機関での受診を勧奨する。 (カ) 検査の結果 (略) イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業 (4) 緊急肝炎ウイルス検査事業 (略) 4. 実施に当たっての留意事項 (略) 5. 経費の負担 (略)

改正後

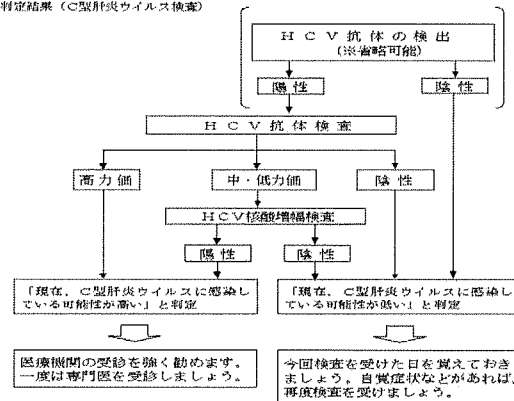
(別紙)

<参考>

判定結果 (HBs抗原検査)



判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



<注意事項>

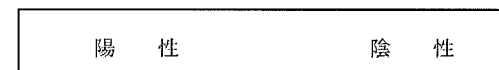
HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。
また、日常生活の中では、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染することとはほとんど関係がわかっていません。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上記に示す手順を踏んだ検査を1回受けおぼえられています。
なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス(HCV)以外の原因による肝臓になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス(HCV)に感染する場合(きわめてまれとされています)があること、検査による判定には限界があることなどがありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

改正前

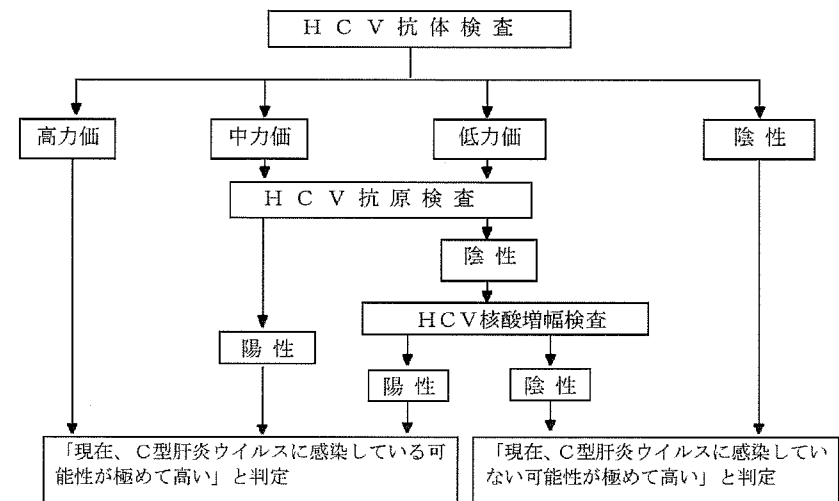
(別紙)

<参考>

判定結果 (HBs抗原検査)



判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



(改正後全文)

特定感染症検査等事業について

健 発 第 0327012 号

平成 14 年 3 月 27 日

最終一部改正 健 発 0329 第 18 号

平成 25 年 3 月 29 日

別紙

特定感染症検査等事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年厚生省告示第 15 号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びに HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 24 年厚生労働省告示第 21 号）に定められる HIV 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 3 の (1)、(3) 及び (4) の事業

都道府県、政令市（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

(2) 3 の (2) の事業

平成 25 年 3 月 29 日健発 0329 第 19 号厚生労働省健康局長通知「HIV 検査・相談事業について」の別紙「HIV 検査・相談事業実施要綱」に定める自治体

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の 5 疾患）並びに HTLV-1 に関する検査事業及び相談事業並びに HIV 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業（B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウ

イルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。）に対して補助をするものである。
なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。

(1) 性感染症・HTLV-1検査及び相談事業

ア 保健所における性感染症に指定した5疾患及びHTLV-1の検査事業

イ 保健所における性感染症に指定した5疾患及びHTLV-1の相談事業

(2) HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業

平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談事業について」の別紙「HIV検査・相談事業実施要綱」に定める事業

(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

ア 肝炎ウイルス検査

(ア) 実施方式

保健所において実施。

(イ) 対象者

本検査の受検を希望する者とする。

ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者については、この限りではない。

(ウ) 肝炎ウイルス検査の実施

肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

a HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

b HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

d HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

(エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定（別紙参照）

a HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

b HCV抗体検査

(a) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(b) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(c) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

d HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(オ) 指導区分

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、医療機関での受診を勧奨する。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(カ) 検査の結果

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

(4) 緊急肝炎ウイルス検査事業

ア 本事業は、(3)のアの事業の規定を準用する。この場合において、(3)のアの(ア)中、「保健所において実施」とあるのは、「医療機関等への委託(地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関等を選定。)により実施」と読み替えることとし、保健所及び医療機関以外の検査会場においても、当該検査を実施することができるものとする。

ただし、この場合は、採血等の実施に必要な条件を満たすこと。

イ 本検査事業に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

4. 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

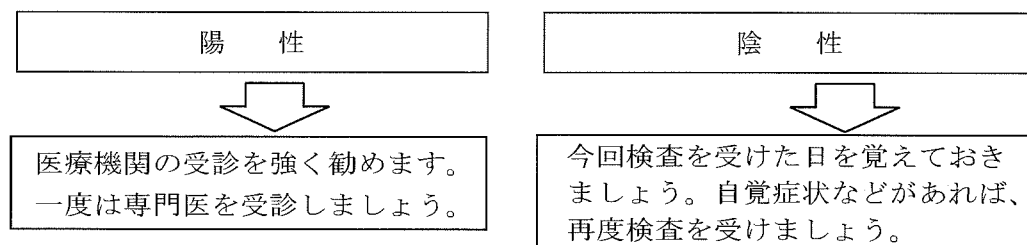
5. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

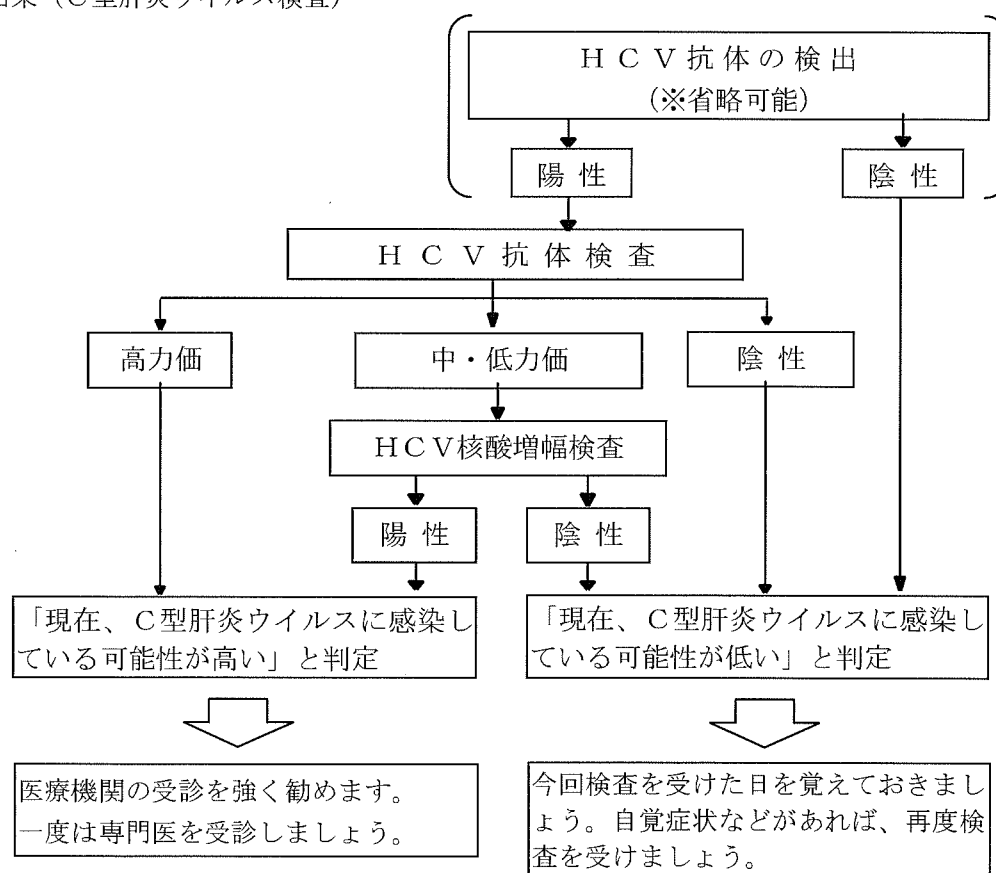
(別紙)

<参考>

判定結果 (HBs抗原検査)



判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



<注意事項>

HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス (HCV) に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス (HCV) 以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス (HCV) に感染する場合 (きわめてまれとされています。) があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

健発0329第19号
平成25年3月29日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

H I V検査・相談事業について

標記事業については、平成5年3月31日健医発第406号厚生省保健医療局長通知「保健所におけるエイズストップ作戦関連事業について」等により実施されてきたところであるが、近年、H I V抗体検査件数は減少傾向にあり、その背景として国民の興味・関心の低下や検査日時・場所等の利便性の問題が指摘されたところである。

また、H I V／エイズの近年の動向として、若年層における感染や同性間の性的接触による感染が多いことが報告されている。

これらを踏まえ、対象者や地域の重点化を図りつつ、利用者の利便性に配慮した効率的・効果的な検査・相談を実施するため、別紙のとおり「H I V検査・相談事業実施要綱」を定めたので通知する。

貴職におかれては、本要綱の趣旨を十分に御理解の上、本事業が円滑に実施されるよう管内関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、本年25年4月1日より適用することとし、平成5年3月31日健医発第406号厚生省保健医療局長通知「保健所におけるエイズストップ作戦関連事業について」は平成25年3月31日をもって廃止する。

別紙

H I V検査・相談事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、場所や時間帯等、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施することにより、H I V感染の早期発見・早期治療及び利用者の行動変容を促進し、もってH I V感染の防止を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 3の(1)の事業

都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

(2) 3の(2)の事業

都道府県

3. 事業内容

(1) 保健所等におけるH I V検査・相談事業（委託による検査・相談を含む。ただし、(2)の事業を除く。）

保健所等において、H I V・エイズに関する検査及び相談を希望する者に対して、個別相談及び無料匿名のH I V抗体検査（抗体スクリーニング検査及び必要に応じ行う確認検査をいう。以下「H I V検査」という。）を実施する。

(2) エイズ治療拠点病院におけるH I V検査・相談事業

エイズ治療拠点病院において、H I Vに関する検査及び相談を希望する者に対して、個別相談及び有料のH I V抗体スクリーニング検査を実施する。

4. 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

5. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

健疾発0329第20号
平成25年3月29日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長
（公印省略）

HIV検査・相談事業の実施について

標記については、平成25年3月29日健発0329第19号により厚生労働省健康局長から各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長あてに、「HIV検査・相談業実施要綱」が示されたところであるが、その実施にあたっては、下記の事項に留意の上、積極的な取組をお願いする。

なお、本通知は本年4月1日より適用し、平成16年10月29日健疾発第1029003号当職通知「保健所におけるエイズストップ作戦関連事業の実施について」の改廃について（HIV抗体検査に係る迅速な検査方法の導入推進）及び平成16年10月29日健疾発第1029004号当職通知「エイズ治療拠点病院におけるHIV抗体検査の実施について」の改廃について（HIV抗体検査に係る迅速な検査方法の導入推進）は平成25年3月31日をもって廃止する。

記

1. 保健所等におけるHIV検査・相談事業

- （1）医師等によるエイズに関する個別相談を実施し、相談の結果、医師が必要と認める者に対してHIV抗体検査（抗体スクリーニング検査及び必要に応じて行う確認検査をいう。以下「HIV検査」という。）を勧奨する。
- （2）HIV検査の実施に同意をした者に対し、無料匿名の検査を実施する。
- （3）HIV検査については、必ず、十分な説明と同意のもと、実施すること。また、迅速な検査方法を導入するなど、利用者の利便性に配慮すること。
- （4）HIV検査の実施に際しては、必ず検査前及び検査結果の通知時に相談を行うこと。

2. エイズ治療拠点病院におけるHIV検査・相談事業

- （1）エイズ治療拠点病院において、エイズに関する個別相談を実施し、HIV抗体検査を希望する者に対して有料のHIV抗体スクリーニング検査を実施する。

- (2) HIV検査については、必ず、十分な説明と同意のもと、実施すること。また、迅速な検査方法を導入するなど、利用者の利便性に配慮すること。

3. 関係者の留意事項

- (1) 本事業の企画、立案及び実施にあたっては、事業の効率的、効果的な実施を図るため、地域医師会をはじめとする関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。
- (2) 利用者のプライバシーの保護に十分配慮するよう、医療機関を十分指導すること。
- (3) 検査の結果、陽性と判断された者に対しては、医療機関の紹介及び受診勧奨等適切なフォローアップに努めること。

特定感染症検査等事業関係通知の改廃について

【改正（改正に伴う新規通知含む）】

1. 「特定感染症検査等事業について」の改正

（平成14年3月27日健発第0327012号健康局長通知）

○HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業

- ・エイズストップ作戦関連事業実施要綱とエイズ治療拠点病院におけるHIV検査・相談事業実施要綱の一本化

○肝炎ウイルス検査及び相談事業

- ・肝炎ウイルス検査の実施方法、判定方法等を改正

※平成24年12月に「新たなC型肝炎ウイルス検査の手順について」（厚生労働科学研究班報告書）が提出されたことを踏まえた改正

2. 「HIV検査・相談事業について」（新規局長通知）

○HIV検査・相談事業実施要綱

- ・保健所等におけるHIV検査・相談事業

保健所等において、個別相談及び無料・匿名のHIV検査（抗体スクリーニング検査及び必要に応じて行う確認検査）を実施

- ・エイズ治療拠点病院におけるHIV検査・相談事業

エイズ治療拠点病院において、個別相談及び有料のHIV抗体スクリーニング検査を実施

新・重点都道府県等特別対策事業（新規）※平成25年度本予算成立後追加予定

重点都道府県等（新規HIV感染者等の報告の多い自治体）において、検査の必要性の高い者（青少年やMSM等の個別施策層）の利便性に配慮した検査・相談を実施

3. 「HIV検査・相談事業の実施について」（新規課長通知）

○HIV検査・相談事業の実施に際しての留意点等を規定

【廃止】

1. 「保健所におけるエイズストップ作戦関連事業について」

（平成5年3月31日健医発第406号保健医療局長通知）

- ・保健所におけるエイズストップ作戦関連事業実施要綱
→ HIV検査・相談事業実施要綱へ統合

2. 「「保健所におけるエイズストップ作戦関連事業の実施について」の改廃について（HIV抗体検査に係る迅速な検査方法の導入推進）」

（平成16年10月29日健疾発第1029003号健康局疾病対策課長通知）

- ・保健所におけるエイズストップ作戦関連事業の実施に際しての留意点等
→ 「HIV検査・相談事業の実施について」に統合

3. 「「エイズ治療拠点病院におけるHIV抗体検査の実施について」の改廃について（HIV抗体検査に係る迅速な検査方法の導入推進）」

（平成16年10月29日健疾発第1029004号健康局疾病対策課長通知）

- ・エイズ治療拠点病院におけるHIV抗体検査等実施要綱
→ 実施主体、事業内容等についてHIV検査・相談事業実施要綱へ統合
実施方法、実施に際しての留意点等について「HIV検査・相談事業の実施について」に統合

H I V 検査・相談事業に係る実施要綱の改正について

【現行】

【改正後】

◎ 特定感染症検査等事業実施要綱 (平成14年3月27日健発第0327012号健康局長通知)

- 保健所におけるエイズストップ作戦関連事業
- エイズ治療拠点病院におけるHIV抗体検査等事業
- ※事業名のみ規定
(具体的事業内容等は別通知)

◎ 特定感染症検査等事業実施要綱 (平成14年3月27日健発第0327012号健康局長通知)

- HIV検査・相談事業
- ※事業名のみ規定
(具体的事業内容等は別通知)

◎ 保健所におけるエイズストップ作戦関連事業 実施要綱 (平成5年3月31日健医発第406号保健医療局 長通知)

- ・ 保健所における無料・匿名のHIV検査・相談

◎ エイズ治療拠点病院におけるHIV抗体検査等 事業実施要綱 (平成16年10月29日健疾発第1029004号健康 局疾病対策課長通知)

- ・ エイズ治療拠点病院における有料のHIV検査・相談

◎ HIV検査・相談事業実施要綱 (新規局長通知)

- ・ 保健所等における無料・匿名のHIV検査・相談
- ・ エイズ治療拠点病院における有料のHIV検査・相談

統合

事 務 連 絡
平成25年3月29日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局疾病対策課

エイズストップ作戦関連事業実施要綱に基づく事業の取扱いについて

エイズ対策の推進につきまして、日頃よりご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記事業については、平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談事業について」により平成25年3月31日をもって廃止されますが、同実施要綱に基づき実施していた事業の取扱いについては、以下のとおりとなりますので、各自治体担当者におかれましては、引き続き、各事業の適正な遂行に努めていただきますようお願いいたします。

1. 「在日外国人へのエイズ相談事業」（外国人相談事業）について

外国人相談事業については、平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談事業について」の別紙「HIV検査・相談事業実施要綱」に定める「保健所等におけるHIV検査・相談事業」（以下「保健所等事業」という。）に統合することとしたので、外国人相談事業として実施していた事業については、今後、保健所等事業として実施すること。

2. 「青少年に対するエイズ教育事業」（青少年教育事業）について

青少年教育事業については、平成14年3月27日健発第0327013号厚生労働省健康局長通知「エイズ対策促進事業について」の別紙「エイズ対策促進事業実施要綱」に定める「地域のエイズ対策に係る啓発普及活動事業」（以下「地域啓発普及事業」という。）に統合することとしたので、青少年教育事業として実施していた事業については、今後、地域啓発普及事業として実施すること。